

松仙園利用調整地区 利用適正化計画（20160212 素案）

目次

1. 背景
 - (1) 当該地区の保護及び利用の現状
 - (2) 当該地区の保護及び適正な利用を図るための問題点及び課題
2. 利用の適正化を図るための基本方針
 - (1) 利用適正化計画により達成すべき目標
 - (2) 利用のあり方に関する基本方針
 - (3) 自然環境の保護及び管理に関する基本方針
 - (4) 利用施設の整備及び管理に関する基本方針
3. 利用調整地区の指定に関する事項
 - (1) 利用調整地区の名称
 - (2) 利用調整地区の区域
 - (3) 利用調整の期間
 - (4) その他
利用調整地区の指定の広報、利用調整地区の周知の方法
4. モニタリング、モニタリングの評価及び計画への反映に関する事項
 - (1) 指標の設定
 - (2) モニタリングの方法
 - (3) モニタリングデータの評価
 - (4) 報告及び公表の方法
5. 立入認定の手續に関する事項
 - (1) 認定基準
 - (2) 立入認定事務の実施方法
 - (3) 他の利用者をその監督の下に入らせることができる者の要件
 - (4) 注意事項（利用ガイドライン）
 - (5) 注意事項（利用ガイドライン）の周知
 - (6) 利用者の指導
6. 自然ふれあいプログラムの提供などに関する事項
 - (1) 自然観光資源の活用
 - (2) 社会教育・学校教育との連携
7. 自然環境の再生、復元などに関する事項
8. 利用施設の整備及び管理に関する事項

1. 背景

(1) 当該地区の保護及び利用の現状

①当該地区の範囲（利用調整地区及び関連する周辺地域）

本計画の対象とする地区（以下「松仙園地区」）という。）は、愛山溪温泉から松仙園を経て沼ノ平に至る登山道（以下「松仙園線登山道」という。）とこれらと一体になる周辺の森林、湿原、池塘などからなる地域とします。

②自然環境の特性、利用の現状、自然環境保全に関する関係法令の指定状況など

〈自然環境の現状〉

松仙園地区は、大雪山の山腹溶岩台地上に位置し、数多くの池塘が点在する湿原域ではアカエゾマツの矮性木やツルコケモモ、ヒメシャクナゲ、ヒツジグサといった湿原・湿性植物群落が見られ、沼ノ平からの斜面にはアオノツガザクラ、チングルマといった雪田植物群落とタカネナナカマドの低木林を見ることができます。

また、ヒグマ、エゾシカなど大型獣の生息地であり、夏季を中心に沢沿いや雪田などが餌場として利用され、これと隣接・交差する登山道では足跡・糞などの痕跡を多く確認することができます。

〈利用の現状〉

無雪期の夏山利用においては、愛山溪温泉から松仙園を経て、沼ノ平に至る登山道のコース設定がされており、人工構造物のほとんどない原始性の高い雰囲気の中、池塘が点在する湿原から大雪山系の主峰旭岳ほかの山々を望むことができるコースであり、また秋は湿原周辺に広がる紅葉の名所だったこともあり、かつては一定の登山利用がされていました。

しかしながら、近年は登山道の管理が不十分になり、ササなどの繁茂により道が不明確となる部分が生じているため、関係機関で協議の上、平成 18 年 9 月から通行止めとなっています。

積雪・残雪期の冬山、春山利用においては、愛山溪温泉のヒュッテを拠点として古くから山スキーの場として利用されています。現在も春スキーの利用者は多く、愛山溪からの日帰りや、旭岳ロープウェイを利用しての姿見の池から沼ノ平を経て愛山溪に降りる縦走利用が行われています。

〈自然環境保全に関する関係法令〉

松仙園地区は、国立公園特別保護地区、特別地域（自然公園法：平成 7 年特別保護区拡張）、国指定鳥獣保護区（鳥獣保護管理法：平成 4 年当初指定）、一部が国の特別天然記念物（昭和 52 年指定）に指定されており、動植物の捕獲・殺傷、採取・損傷が制限されています。

平成 19 年 6 月策定の大雪山国立公園管理計画では、事業の取扱方針として、「愛

山溪温泉歩道分岐点から沼ノ平歩道分岐点への湿原探勝歩道及び登山道として整備する。整備に当たっては、沿線の自然改変を極力避け、湿原部分は木道の整備を適正に行い湿原植物の保護を図る」と示されています。

松仙園地区の土地は北海道有林であり、本地区のほとんどは更新困難地として区分されています。また、水源かん養保安林、保健保安林に指定されています。

(2) 当該地区の保護及び適正な利用を図るための問題点及び課題

松仙園線登山道は、平成 18 年 9 月から通行止めとなっており、平成 27 年 6 月に改定された大雪山国立公園登山道管理水準においては、一般供用に適さない区間として登山道管理水準の設定を行わない「非適用区間」として整理しています。

一方で、大雪山系の山々を間近に見ながら湿原を散策できるルートとして登山愛好家からの登山道再開の要望は強く、山岳関係者による会合においてたびたび再開要望の意見が出されています。

松仙園地区は春スキースキーの適地であり、5 月～6 月上旬にかけ春スキースキー利用が見られます。残雪は 7 月まであり、融雪期においては多量の雪解け水が登山道を下ったり、ぬかるみを作ったりします。その時期の登山利用を推進した場合は、踏圧の影響により、登山道の侵食が進む上、ぬかるみを避けた利用により植生の踏み荒らしが広がることとなります。

松仙園線登山道の三の沼周辺、四の沼周辺の湿原域においては、湿原植物群落の保護を図るための施設がなく、踏圧による植生の損失や二次植生への変化、湿原の乾燥化などが見られます。また、森林内やササ地においても、高低差がある登山道区間において導流工、土留めなどの登山道を保全するための施設が十分に整備されておらず、流水による侵食を受けている箇所が見られます。

これらのことから、登山道再開のためには、ササ刈りなどの登山道管理に加え一定の施設整備が必要です。一方で、登山道を再開し、不特定多数の利用者による自由な利用を許容するためには、それに対応した規模の施設整備が必要となり、高い整備費用がかかる上に、松仙園地区の魅力である原始性の高い雰囲気での登山という利用の質を低下させることが懸念されます。

このため、松仙園地区の登山道を再開するに当たっては、一定の利用制限を行うことにより、自然環境を保護しつつ適正な利用を進めることが必要と考えられます。

2. 利用の適正化を図るための基本方針

(1) 利用適正化計画により達成すべき目標

湿原をはじめとした松仙園地区の自然環境の保護と管理を行いつつ、原始性の高い雰囲気での登山の機会を確保し、より質の高い自然体験を享受する場として持続的な利用を図ることを目標とします。

(2) 利用のあり方に関する基本方針

原始性の高い雰囲気での登山体験を享受する場として持続的な利用を図るため、利用人数の調整を行うとともに、一方通行などの利用ルールを設定します。また、ヒグマ生息地における軋轢回避のため、立入りグループにおけるクマ鈴の携行などの利用ルールを設定し、それぞれ利用ルールの遵守を徹底します。

立入り者は、認定手続き前にレクチャーシートを熟読の上、利用ルール、注意事項について理解し、立入り後は利用ルールを遵守し、利用者個人の自己責任の元で行動します。

利用人数の調整と利用ルールは、自然環境の保護を進めるための必要最小限の整備規模を想定し設定することとします。

(3) 自然環境の保護及び管理に関する基本方針

自然環境の保護を進めるため、利用人数の調整を行うとともに、一方通行などの利用ルールを設定し、ルールの遵守を徹底します。また、利用ルールを遵守することによる効果を量り、順応的な自然環境の保護と管理を進めます。

定期的なモニタリングを実施し、湿原や登山道の侵食変化の程度、植生の回復などの効果の程度を確認しながら、期間による利用人数の調整の程度、一方通行など利用ルールの内容を見直すこととします。

(4) 利用施設の整備及び管理に関する基本方針

利用ルールを遵守することにより、湿原や登山道への負荷を抑え、施設整備の規模・仕様を最小限に抑えつつ、利用ルールを前提とした必要最小の仕様でのぬかるみ対策や道迷い防止策を講じ、自然環境の保護と質の高い利用の両立を目指します。

大雪山国立公園登山道管理水準においては、現在、松仙園線登山道は非適用区間となっていますが、大雪山グレード 2 相当の管理水準で、大雪山国立公園登山道整備技術指針に基づき行うこととします。ただし、沿線の自然改変を極力避けるとともに原始性の高い雰囲気を維持するため、調整された利用人数、ルールに基づく利用法に応じた規模での整備と管理となるよう留意します。

3. 利用調整地区の指定に関する事項

(1) 利用調整地区の名称

利用調整地区の名称は、「松仙園利用調整地区」とします。

(2) 利用調整地区の区域

北海道上川郡上川町及び上川郡東川町内

道有林 28 林班 01 林小班の一部

道有林 29 林班 02 林小班の一部、04,05,53,55 林小班

道有林 118 林班 02,03,96 林小班

松仙園線登山道とこれらと一体になる周辺の森林、湿原、池塘を含む範囲として別図の区域を指定します。

(3) 利用調整の期間

① 利用調整を行う期間

利用の調整を行う期間は 6 月 10 日から 10 月 20 日（検討中）までとします。

松仙園地区へのアクセス道である道道愛山溪上川線は例年 5 月上旬から 10 月中旬まで供用されますが、5 月上旬～6 月上旬は残雪期であり春スキーが行われており、登山道も湿原も雪に覆われていることから利用調整を行う期間は設定しません。

利用の調整を行う期間は、モニタリングの状況を踏まえて、3 年ごとに見直しを検討することとします。

② 利用調整を行う期間の区分

季節毎の登山道の状況に応じ利用調整を行う期間を「融雪期」（6 月 10 日から 7 月 9 日まで）、「無雪期」（7 月 10 日から 9 月 30 日まで）、「降雪期」（10 月 1 日から 10 月 20 日まで）の 3 つに区分（検討中）し、湿原や登山道への影響の程度が大きい「融雪期」及び「降雪期」の期間においては自然環境の保護上、必要に応じて立入りを制限することとします。調査研究などは、別途自然公園法第 23 条第 3 項第 7 項に規定する許可による立入手続きを行います。

①の期間の見直しや湿原や登山道への影響の程度の状況を踏まえて、3 年ごとに見直しを検討することとします。

(4) その他

大雪山を訪れた登山者に対しては、愛山溪温泉を訪れる登山者のみならず、層雲峡温泉、旭岳温泉など他の登山口でも周知を進められるよう登山案内標識への掲示を行うほか、自治体、ロープウェイ運行事業者、ビジターセンターの協力得て、ポスター掲示などを行い、広報周知を図ります。

また、登山計画を立てる者を対象として、関係機関やメディアの協力を得て、大雪山を紹介するガイドブックや地図、ポスターへの掲載、ホームページにおける情報発信など多様なツールを活用して幅広く情報を提供していきます。

4. モニタリング、モニタリングの評価及び計画への反映に関する事項

(1) 指標の設定

① 自然環境の状態

松仙園地区では、三の沼、四の沼の湿原域において過去の登山利用による踏圧を受け、一部無植生の箇所が見られ、ミタケスゲなどの代償植生に置き換わっている範囲が見られます。また、松仙園入口から松仙園までの区間に流水による登山道の侵食が顕著な箇所が確認されています。

モニタリングに当たっては、登山利用や木道設置などの影響による自然環境の状態の変化を評価するため、植生の変化、登山道侵食量の変化を指標として設定します。なお、利用の調整や利用ルールの設定が、融雪期、積雪期における影響を回避するために行われるものであることから、消雪状況の変化、初降雪日の変化を指標として設定します。

② 利用のあり方

夏山利用においては、平成 18 年 9 月から登山道が閉鎖され、現在、登山利用はありません。一方で山岳関係者からの再開要望は多く、潜在的な期待度が高い利用ルートと思われます。利用の再開や新たな利用方法に対する評価を得る努力が必要です。

また、登山口となる愛山溪温泉には駐車場が約 100 台分整備されていますが、松仙園地区の新たな利用により混雑の発生状況が変化することも予想されます。

モニタリングに当たっては、利用の調整を行う期間の利用調整地区の利用者数、隣接する登山道の利用者数、愛山溪温泉駐車台数、利用者の再訪率の変化を指標として設定します。

(2) モニタリングの方法

① 植生モニタリング

植生モニタリングの固定コドラートを設置し、群落組成調査を数年に 1 度のペースで定期的に行います。

② 積雪モニタリング

毎年定点でインターバルカメラを設置し、消雪の状況、積雪の状況について撮影記録を行い、変化を記録します。

③ 登山道モニタリング

平成 5 年、平成 13 年、平成 25 年に登山道の調査が行われていることから、これらの調査を参考に定点モニタリングの調査ポイントを設け、3 年に 1 度歩道幅と侵食深の計測、毎年定点撮影を行い記録します。

④ 利用動向モニタリング

立入り認定手続きの申請書により、利用の調整を行う期間の利用調整地区の利用者数を把握及び利用者の利用回数を把握し、愛山溪登山口の入山記録簿により隣接する登山道の利用者数を把握します。また、愛山溪温泉駐車台数を調査し、記録します。

(3) モニタリングデータの評価

利用適正化計画協議会において評価を行い、必要に応じ利用適正化計画の変更を行います。

(4) 報告及び公表の方法

利用適正化計画協議会による評価結果と利用適正化計画の変更案については、北海道地方環境事務所のホームページへ掲載し、広範かつ迅速に周知を図ることとします。

5. 立入認定の手續に関する事項

(1) 認定基準

利用調整地区への立入認定基準は、自然公園法及び同施行規則による規定によるほか、以下のとおりとします。

- ・踏圧など登山利用による湿原や登山道への影響の程度が大きい「融雪期」及び「降雪期」の期間においては自然環境の保護上、必要に応じて立入りを制限することとする。
- ・1日あたりの利用者数の上限は 200 人（検討中）までとする。
- ・利用ルートは原則として、松仙園登山口から松仙園、四の沼、八島分岐への一方通行とする。
- ・認定は、原則として立ち入る者毎に申請を行い、子供連れの場合には代表者立入認定を受けることができることとする。代表者立入認定においては、代表者を含め 1 グループ 15 人までとする。

(2) 立入認定事務の実施方法

①認定を行う事務所の場所

認定事務を行う事務所は、〇〇（指定認定機関）とします。

②受付の方法及び人数調整の方法

申請は、〇〇（指定認定機関）の受付窓口において行います。申請方法の詳細は別途定める指定認定機関事務取扱要領に定めます。

申請は、先着順に受付、受付順に審査し認定証の発行を行います。ただし、別途〇〇（指定認定機関）において申請の予約を受け付けることができることとします。

③立入認定の有効期間

立入認定の有効期間は、認定証に記載された立入り日の 1 日のみとします。

(3) 他の利用者とその監督の下に入らせることができる者の要件

代表者立入認定の申請ができる者は、自然公園施行規則による規定によるほか、以下のとおりとします。

- ・代表者の年齢が満 18 歳以上であること。
- ・同行者が満 18 歳未満の者であること。
- ・同行者に対して、利用ガイドラインの遵守徹底をさせることができること。

参考 自然公園法施行規則第 13 条の 10

法第 24 条第 7 項に規定する環境省令で定める要件は、その者の監督の下に立ち入る者の立入りが、法第 24 条第 1 項各号のいずれにも適合するよう、必要に応じ、当該者を監督し、必要な指導を行うことができる知識及び能力を有していることとする。

(4) 注意事項（利用ガイドライン）

利用者が、松仙園利用調整地区の利用に際して遵守しなければならない注意事項は、以下のとおりとします。

- ・立入りの認定に係る申請書に記載する遵守事項を精読すること。
- ・利用調整地区内に外部から動植物を非意図的に持ち込むことがないよう、衣服、靴などに付着した種子及び土壌の除去に努めること。
- ・網、竿その他動植物の捕獲及び採取のための道具を持ち込まないこと。
- ・湿原等の植生を踏み荒らすことのないよう、歩道以外の区域に立ち入らないこと。ただし、ヒグマと遭遇した者が避難する場合その他緊急やむを得ない理由がある場合にはこの限りではない。
- ・歩道の管理又は利用者の安全の確保その他の理由により立入りが制限された歩道を通行しないこと。ただし、ヒグマと遭遇した者が避難する場合その他緊急やむを得ない理由がある場合にはこの限りではない。
- ・北海道地方環境事務所長が定める順路を順守すること。ただし、ヒグマと遭遇した者が避難する場合その他緊急やむを得ない理由がある場合にはこの限りではない。
- ・ヒグマとの突発的な遭遇を避けるため、クマ鈴又は笛を携行すること。ただし、常に一緒に行動する者が携行している場合は、この限りでない。
- ・環境省職員や環境省から派遣された登山道パトロールその他関係する職員の指示に従うこと。
- ・環境省職員や環境省から派遣された登山道パトロールから立入認定証の提示を求められた場合には求めに応じ提示すること。（第 1 回協議会意見）
- ・代表者立入認定を受けた代表者は、立入り前に同行者に対し利用ガイドラインの周知伝達を行うこと。

(5) 注意事項（利用ガイドライン）の周知

注意事項については、レクチャーシートを申請前に事前配布し周知を徹底します。外国人利用者に対応するため、レクチャーシートは英語、中国語ほか多言語対応を進めます。また、代表者立入認定を得て、他の利用者を引率して立ち入る代表者は、引率する利用者に注意事項の徹底を行うことが必要です。

(6) 利用者の指導

利用調整地区内を巡視し、リアルタイムの自然の情報や歩道の現況、危険箇所の有無を確認し、課題箇所に対し登山道の保全修復などを行うために派遣する登山道パトロールが利用者の指導に当たります。

登山道パトロールは、不適切な行動を行う利用者を発見した場合は、適切に指導を行うこととし、外国人利用者へも対応できるよう外国語での注意カード等の携行を行います。

6. 自然ふれあいプログラムの提供などに関する事項

(1) 自然観光資源の活用

上川町、観光協会などの協力を得て、自然観光資源のワイズユースを進めるための検討を行うこととします。

(2) 社会教育・学校教育との連携

上川町教育委員会、上川山岳会などの協力を得て、町民登山や学校連携授業の場としての活用を図ります。

7. 自然環境の再生、復元などに関する事項

隣接する沼ノ平湿原にて平成 18 年より実施している湿原植生復元事業を参考に、踏圧による改変を受けた湿原植生の調査と評価を行い、必要に応じて復元目標を設定し、自然環境の再生、復元活動を進めます。

8. 利用施設の整備及び管理に関する事項

基本方針に従い、利用施設の整備及び管理を進めます。利用調整地区制度を導入するに当たり、次の利用施設の整備を行います。

① 入域・退域ゲートの設置

利用調整地区への立入り箇所となる松仙園登山口に入域ゲート、利用調整地区からの出口となる八島分岐付近に退域ゲートを整備します。一方通行の利用ルートであるため、退域ゲートは一方方向への通行に制限する仕組みとして整備を行います。

② 行為規制周知標識、制札、立入り防止柵の設置

愛山溪温泉やゲート付近などに行為規制の内容を説明する規制周知標識を整備します。また、利用調整地区の境界線沿いの林道や登山道に制札を設置し、侵入が容易な箇所を中心に柵を配置します。

③ 木道

松仙園、四の沼などの湿原域においては、踏圧から自然植生を守るための施設がないことから、簡易な木道を整備し、眺望ポイントにおいては小規模なデッキの整備を行います。

各湿原域に見られる既存の踏み跡は、必ずしも自然植生に対する負荷を軽減するためにとられたルートではないため、眺望対象や鑑賞対象を意識し登山の魅力を高めつつ、維持管理や更新の容易性と自然植生への負荷を軽減が両立できるルートを新たに選定し整備を行います。

整備の規模と仕様は、利用ルールを前提とした必要最小のものとし、維持管理を登山道パトロールによる日常管理で対応できるよう部材も小規模なものを使用することとします。

木道の踏み板の幅は 30cm 程度（検討中）とし、木杭による固定方式はとらず据え置き式の設置を基本とします。追い越しのためのスペースは据え置き式の木道基礎の横木を活用するなど自然植生の改変を極力抑える方式をとります。

④ 指導標識

利用ルート沿いに指導標識を整備します。指導標識の仕様は、大雪山国立公園共通の指導標識の仕様に準じます。